

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

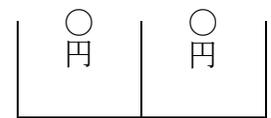
別表中

阿部	二、三〇〇
〃	

を

阿部	二、三〇〇
〃	
桜井	二、三〇〇
〃	

に改める。



附則

この規則は、令和三年五月一日から施行する。